

質疑(応答記録)

公告No. : No. G078 公告日 : 平成30年10月29日

工事名(件名) : 日浄化センター水処理脱臭設備工事

| 整理番号 | 質疑事項 | 回答 |
|------|---|---|
| 1 | 平成30年度出来高について 平成30年度出来高は予定について教示願います。 | 平成30年度の支払限度額は¥16,875,000となります。 出来高計算を行い、上記金額を超える分の機器製作をお願いします。 |
| 2 | 機設メーカーについて 第2系列及び第3系列の元請業者・既設メーカーを教示願います。 | 今回新設のため既設メーカーはありません。 |
| 3 | 出来高について 平成30年度の出来高予定額は、ありますでしょうか。あれば、何%を予定されているのかご教授ください。 | 平成30年度の支払予定額は¥16,875,000となります。 出来高計算を行い、上記金額を超える分の機器製作をお願いします。 |
| 4 | 施工時期について 施工の時期について制約があればご教授ください。 | 施工時期に制約はありません。 |
| 5 | 既設CC改造工事について 既設CCの製造メーカーをご教授ください。 | 株式会社明電舎です。 |
| 6 | 本工事において、平成30年度出来高の対象機器はございますでしょうか。 対象機器及び出来高検査の時期について、ご提示下さい。 | 発注者が指定する出来高対象機器はありません。 今年度中の出来高検査を行います。 |
| 7 | 特記仕様書 第5章 複合工 §1 鋼製加工品類において、5 流入可動堰カバー、6 流入可動堰カバーとの項目がありますが、既設のカバーを取り外し、新しいものを取り付けるという内容と理解してよろしいでしょうか。また、既設の可動堰のメーカーを御教示いただけませんかでしょうか。 | 既設のカバーはありません。 既設の可動堰のメーカーは前澤工業株式会社です。 |
| 8 | 特記仕様書 第5章 複合工 §1 鋼製加工品類において、3 し渣スクリーンシュート改造と4スクリーンユニットシュート改造の材質がSSと記載されています。一方、エクセルの「数量計算書」には材質がSSと記載がある鋼製加工品は見当たりませんが、鋼製加工品(SUS)の記載があります。3 し渣スクリーンシュート改造と4スクリーンユニットシュート改造の材質はSUSと読み替えてよろしいでしょうか。 | 参考数量書に関する質問は受け付けておりません。 |
| 9 | 新設する合成木材蓋の中で型式を可動式蓋とするのは、図面M-20に記載されている第2系統最初沈澱池蓋No.7(×1開口)、No.8(×5開口)と図面M-34に記載されているNo.11(×6開口)の合計12開口でよろしいでしょうか。 | 機器仕様については承諾図により、決定するものとします。 |
| 10 | 図面M-14.16.30.31:合成木材蓋で”上のせ”と記載されている場合、受枠は不要と考えてよろしいでしょうか？ | 特記仕様書に記載してありますが、上のせ部に受枠が必要です。 |
| 11 | 図面M-14:表の12、15は、着色になっていますが、除外と考えてよろしいでしょうか。 | 備考通り、脱臭ダクト用フランジを追加してください。 |
| 12 | 図面M-30:バイパスゲート仕様(型式、呑口寸法等)および架台の材質をお教えてください。 | 前澤工業株式会社製 電動式制水扉 工番:94EZ0270 架台材質:SS |
| 13 | 図面M-32、33:撤去対象の既設歩廊(1)~(4)の形状をお教えてください。 | 図面参照してください |
| 14 | 明細書(2系内訳書-22号):コア抜φ50の場所をお教えてください。 | 参考数量書に関する質問は受け付けません。 |
| 15 | 特記仕様書 第5章 複合工 §1 3. 特記事項(3)にて「受枠・架台に(中略)臭気漏洩対策を行うこと。」とありますが、開口部を溝形鋼等で囲って枠を設置し、この枠に受枠を取り付けて蓋を設置するものと考えてよろしいでしょうか。 上記以外を想定されている場合は、具体的な形状を図面等でご教示いただけませんか。 | 形状については承諾図により、決定するものとします。 |

質疑(応答記録)

公告No. : No. G078 公告日 : 平成30年10月29日

工事名(件名) : 日永浄化センター水処理脱臭設備工事

| 整理番号 | 質疑事項 | 回答 |
|------|--|---------------------------|
| 16 | 特記仕様書 第5章 複合工 §1.3. 特記事項(3)にて「用受枠部分については(中略)留意すること。」とありますが、架台の形状について具体的な形状を図面等でご教示いただけないでしょうか。 | 形状については承諾図により、決定するものとします。 |